

小笠原諸島に対する予報警報業務の拡充について

小笠原諸島を対象に、大雨・洪水等の警報・注意報や週間天気予報等の提供を平成20年3月26日より開始します。

気象庁では、小笠原諸島を対象とした予報警報業務の拡充について、所要の準備が整ったことから、以下のとおり開始することとしました。

1．対象区域

父島と母島及びその沿岸の海域を含む区域。

2．新たに実施する予報警報等

警報・注意報

地域時系列予報

週間天気予報

3．開始時期

平成20年3月26日 午前9時00分

問い合わせ先：気象庁予報部業務課 03-3212-8341（内線3119）

報道発表資料
平成19年5月25日
気象庁予報部

小笠原諸島に対する予報警報業務の拡充について

小笠原諸島を対象に、大雨・洪水等の警報・注意報や週間天気予報等の提供を開始します。(開始予定時期：平成20年3月)

小笠原諸島（小笠原村：居住地域は父島及び母島のみ）は東京都に属しており、東京から南へ約1,000kmと遠く離れた場所にあります。気象庁では、これまで、当該地域に対して、「今日・明日・明後日」の天気予報や台風情報のほか、防災対応が必要と思われる顕著な気象現象の発生が予想された場合に、気象情報や天気予報と同時に発表する天気概況で防災事項を伝えてきました。

このたび、運輸多目的衛星（ひまわり6号）による30分間隔の観測（平成17年度から運用）や、数値予報モデルの精緻化（5kmメソモデルを平成18年3月から運用、20km全球モデルを平成19年秋から運用予定）等、同地域における気象等の監視・予測体制の進展を踏まえ、小笠原諸島に対する予報警報業務を以下のとおり拡充することとしました。

1. 対象区域

父島と母島及びその沿岸の海域を含む区域。

2. 新たに実施する予報警報等

- ① 警報・注意報
- ② 地域時系列予報
- ③ 週間天気予報

3. 開始時期

平成20年3月（予定）